

機関名	留萌振興局	留萌開発建設部	旭川地方気象台	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	
対象水系	留萌管内二級河川18水系			岩老川、暑寒別川、永寿川、箸別川、信砂川	小平薬川、温寧川	古丹別川	羽幌川、築別川	茂築別川、セタキナイ川、初山別川、茂初山別川、風連別川、オタコシベツ川(左岸)	
①円滑かつ迅速な避難のための取組	①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項								
	洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	・水位周知河川について、避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している ・苫前町長と水位周知河川についてホットラインを構築	・大規模氾濫が発生した場合、留萌振興局の対策本部にリエンズを派遣	・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等について危険度を色分けした時系列で提供している。 ・5日先までの「警報級の可能性」を提供している。	・河川水位等の情報はホームページを通じて情報収集している	・小平薬川、温寧川の水位情報は、国交省の「川の防災情報」等により入手	・古丹別川・三毛別川の水位情報及び水防警報は国土交通省「川の防災情報」等で確認出来るほか水防団待機水位等の各水位を超えた時点で留萌振興局より伝達される	・国土交通省の「川の防災情報」等により水位情報を入手	・初山別川の水位情報等については、国交省HP「川の防災情報」により確認する
	避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	・避難勧告等の発令に着目した河川水位等の情報を関係機関に通知している		・避難勧告等の発令基準の検討の支援を行っている。	・水害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルなし	・小平薬川、温寧川について避難勧告等の発令は未策定	・地域防災計画において古丹別川・三毛別川とその他河川とを区分し発令の判断基準を掲載	・羽幌川について避難勧告等の発令の判断基準を作成し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに掲載	・平成26年8月、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、発令の判断基準を掲載
	水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	・河川水位等の情報をホームページを通じて公表している ・基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している ・危機管理型水位計配置計画を策定		・3時間先までの雨量予測に基づく「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。 ・6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。	・河川水位等の情報はホームページを通じて情報収集している	・小平薬川、温寧川の水位情報は、国交省の「川の防災情報」等により入手	・古丹別川・三毛別川の水位情報及び水防警報は国土交通省「川の防災情報」等で確認出来るほか水防団待機水位等の各水位を超えた時点で留萌振興局より伝達される	・国土交通省の「川の防災情報」等により水位情報を入手	・初山別川の水位情報等については、国交省HP「川の防災情報」により確認する
	ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	・雨量・河川水位・ダム情報を「川の防災情報」ホームページを通じて伝達している		・気象警報、注意報等の情報をホームページやテレビ等を通じて伝達している	・防災行政無線、Lアラート連携、広報車両、消防車両・消防団、警察車両等による	・Lアラート連携、防災無線、広報車両、消防車両・消防団、警察車両等による	・Lアラート連携、防災行政無線、広報車両(町・消防・警察)、電話等による	・Lアラート連携、消防スピーカー、広報車両、消防車両等	・IP告知放送や携帯電話へのメール配信、広報車両等による
	隣接市町村等への広域避難体制の構築				・予定なし	・広域避難体制は構築していない	・「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に広域避難体制が掲載	・H29.2月に締結した留萌管内8市町村災害時相互応援協定に基づき、連携を図る	・管内8市町村相互応援協定に規定
	要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	・関係機関との情報共有を行っている ・管内要配慮者利用施設管理者へ水害や土砂災害対応の説明会を開催。			・自力救済を原則とするが、要配慮者を速やかに誘導するため、地域住民、町内会、関係団体、福祉事業者の協力を得ながら避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定している	・職員、消防吏員、消防団員、警察官が協力して、要配慮者を優先的に避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定している	・職員、消防吏員、消防団員が協力して、要配慮者を優先的に避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定	・町は避難の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、避難誘導の整備に努めるよう地域防災計画に規定している	・「避難体制整備計画」「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を地域防災計画に規定している
	①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項								
	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・洪水浸水想定区域図等を作成し、インターネット等で公表 ・洪水氾濫危険区域図を作成し、関係機関と情報共有			・ハザードマップの大雨時危険箇所図で対応	・ハザードマップの大雨時危険箇所図で対応	・H29年、北海道が作成した古丹別川・三毛別川の浸水想定区域図によりハザードマップ改定、H30年度に公表、住民配布	・H29年中に大雨時危険区域図を作成予定	・次年度改訂予定のハザードマップに代える
	洪水ハザードマップの作成・改良と周知				・ハザードマップを作成済。H29年度内に見直し予定	・H30.3月にハザードマップを作成予定	・H29年、北海道が作成した古丹別川・三毛別川の浸水想定区域図によりハザードマップ改定、H30年度に公表、住民配布	・H28.2月に指定避難所等を指定済 ・H29年中に大雨時危険区域図を作成予定	・平成25年に大雨時危険区域図を作成。平成29年ないしは平成30年度にハザードマップ改訂予定
	まるごとまちごとハザードマップの促進				・ハザードマップの大雨時危険箇所図で対応	・ハザードマップの大雨時危険箇所図で対応	・取組なし	・当町での必要性を含め検討していく	・未定
	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実				・9月1日の地震津波防災訓練を実施	・洪水に対する避難訓練の実施予定なし	・地域防災計画の防災訓練計画において民間団体、地域住民等との共同訓練の実施を掲載 (H29年、町内会主催の大雨洪水を想定した避難訓練に協力)	・必要に応じ、実施していく	・今後実施を検討
	防災教育の促進				・予定なし	・一日防災学校を実施する	・教育機関、民間団体等と密接な連携の下、防災に関する教育を実施する旨を地域防災計画に掲載(実施実績なし)	・必要に応じ、実施していく	・今後実施を検討
	①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項								
	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・危機管理型水位計配置計画を策定			・予定なし	・整備予定なし	・取組なし	・当町での必要性を含め検討していく	・予定なし
	危機管理型ハード対策の実施等	・粘り強い構造の堤防整備として、堤防天端舗装を実施している ・流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するための河道掘削や伐開、堤防整備を実施している。				・毎年、温寧川河口に堆積する砂の撤去を行っている	・古丹別川において、河川改修工事が実施されているところ	・福寿川の勾配が緩いため、羽幌川から土砂(濁水)が流入し堆積する。定期的に土砂撤去が必要	
	避難場所、避難経路の整備				・予定なし	・洪水に対する避難所は指定しているが、避難路は特に整備していない	・取組なし	・H28.2月に指定避難所等を指定しているが、避難に資する道路についても整備を図る	・避難場所～ 地域防災計画に指定済み

機関名	遠別町	陸上自衛隊第26普通科連隊	北海道警察旭川方面本部・関係警察署	増毛町消防本部	留萌消防組合	北留萌消防組合	
対象水系	オタコンベツ川(右岸)、遠別川、ウツツ川						
①円滑かつ迅速な避難のための取組	①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項						
	洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	・遠別川の水位情報及び水防警報は、国土交通省の「川の防災情報」等で確認する	・河川災害発生時等、留萌振興局に連絡幹部を派遣 ・管内河川の水位情報及び水防警報は留萌振興局の「河川水位情報」で確認	・水害を含めたあらゆる災害事象について、各関係機関の防災担当者で情報共有し、連絡体制の確立を図る	・暑寒別川、信砂川については、国交省HP「川の防災情報」により確認する	・国土交通省の「川の防災情報」等により水位情報を入手	・国土交通省の「川の防災情報」等によって水位情報を入手。又留萌振興局からの情報提供で確認
	避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	・遠別川について避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、発令の判断基準を掲載	・留萌振興局及び各市町村等の修正した災害対処計画等により確認	・水害を含めたあらゆる災害事象について、各関係機関の防災担当者で情報共有し、連絡体制の確立を図る	・避難勧告等の判断、伝達マニュアルなし		・留萌振興局及び宗谷振興局からの河川水位等の情報確認及び組合内の避難勧告等の情報確認
	水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	・遠別川の水位情報及び水防警報は、国土交通省の「川の防災情報」等で確認する	・管内河川の水位情報及び水防警報は留萌振興局の「河川水位情報」で確認	・水害を含めたあらゆる災害事象について、各関係機関の防災担当者で情報共有し、連絡体制の確立を図る	・暑寒別川、信砂川については、国交省HP「川の防災情報」により確認する	・国土交通省の「川の防災情報」等により水位情報を入手	・サイレン及び広報等 ・防災無線
	ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実	・Lアラート連携、IP告知端末、広報車両、消防車両・消防団、警察車両等による		・防災講話等の機会を活用して、住民等に対し河川情報についての理解を深める	・町民に対しては防災無線、消防車両により伝達するほか、消防職員、団員に対してはメール配信を実施する	・小平町(災害対策本部)からの要請による	・防災無線、消防車両等
	隣接市町村等への広域避難体制の構築	・未整備	・各市町村修正後、防災対処計画により確認				・5町1村で構成されているため組合内での協力及び広域消防応援協定に基づいて行う
	要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	・職員、消防吏員、消防団員、が協力して、要配慮者を優先的に避難誘導を行う旨を地域防災計画に規定している	・各市町村等が実施する防災訓練を支援又は参加		・要配慮者を速やかに誘導するため、地域住民、町内会、関係団体、福祉事業者の協力を得ながら避難誘導を行う旨、地域防災計画に規定されている	・小平町(災害対策本部)からの要請による	・5町1村で構成されているため組合内での協力及び広域消防応援協定に基づいて支援
	①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項						
	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・未作成	・振興局作成後、情報収集				・組合管内の各支署で町村役場との共有
	洪水ハザードマップの作成・改良と周知	・平成26年5月に指定避難所等を指定している	・各市町村等作成後、確認		・ハザードマップは、町総務課で作成済みで、住民に配布されており、適宜改良される		・組合内の各町村でハザードマップを作成している。又消防では消防計画を作成している
	まるごとまちごとハザードマップの促進	・未整備	・各市町村等作成後、確認				・消防では作成していない
	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・実績なし(別災害を想定した避難訓練の実績はあり)	・各市町村等が実施する防災訓練を支援又は参加	・各自治体等が主催する防災訓練に参加する		・各町内会及び老人クラブ等が主催する避難訓練に参加協力している	・各町村で行う防災訓練等への参加、又学校、病院等で行う避難訓練等への参加
	防災教育の促進	・実績なし	・各市町村等が実施する防災教育を支援又は参加			・各町内会及び老人クラブ等に対し、定期的に防災教室の実施依頼文を配布している	・避難訓練、防災教育等の要請があれば協力
	①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項						
	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・未整備					・消防では整備していない
	危機管理型ハード対策の実施	・該当なし	・実施状況について確認				・消防では実施していない
	避難場所、避難経路の整備	・指定避難所・指定緊急避難場所等は指定済み	・各市町村による修正後、防災計画を確認				・避難場所の把握のみしている

課題
A ●水位情報等の収集方法・連絡体制の確認 ●ホットラインによる情報提供の内容、タイミングの確認
B ●タイムラインが整備されておらず、大規模な水害に対し、時系列に沿って各機関が取るべき行動が明らかになっていない。 ●避難勧告等の発令基準や、発令対象地区が明確になっていない。
C ●水位情報等の水害リスク情報が不足している。
D ●住民への情報の周知方法の確認及び、より有効な方法の検討 ●住民の河川情報等に対する理解を深める。
E ●継続的に取組を実施する。
F ●要配慮者利用施設等において避難確保計画が策定されていない。
G ●洪水氾濫危険区域図について、関係機関と情報共有
H ●想定最大規模の洪水に基づくハザードマップの作成
I ●必要性の検討
J ●関係機関における取組のばらつき
K ●関係機関における取組のばらつき
L ●危機管理型水位計の早急な整備等
M ●危機管理型ハード対策の促進 ●計画断面に対して流下能力が不足している箇所がある。
N ●避難路等の整備が必要